

2 床面積により休業要請の対象となる施設

種類	施設	営業活動に必要な許可・届	休業要請		備考
			1,000㎡超	1,000㎡以下	
自動車教習所等	自動車教習所	自動車教習所には、公安委員会の指定を受けている指定自動車教習所と、届出のみしている届出自動車教習所と、指定を受けていない指定外自動車教習所がある。指定を受けている場合は、各都道府県公安委員会の認可を証するものを提出。届の控えがある場合は写しを提出。指定を受けていない場合には提出不要。	対象	対象外	
	学習塾	特になし			
	英会話教室				
	音楽教室				
	囲碁・将棋教室				
	生け花・茶道・書道・絵画教室				
	そろばん教室				
	バレエ教室				
体操教室					
集会・展示施設	集会場	特になし	対象	対象外	
	公会堂	特になし			
	展示場	特になし			
	貸会議室	特になし			
	文化会館	特になし			
	多目的ホール	特になし			
	博物館	公立博物館と私立博物館の双方とも、所管地域の教育委員会の登録を受けている場合は登録を証するもの。(博物館法上の博物館)。博物館法の適用を受けず、法定外の博物館は、「博物館類似施設」と呼ばれている。その場合は特に登録証はないので提出の必要はなし。			
	美術館	特になし			
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	旅館業法による許可			
	科学館	特になし			
	記念館	特になし			
水族館	第1種動物取扱業登録証（犬猫等販売業者上乗せ基準あり）				
動物園	移動動物園、出張訓練・調教などの飼育施設がない場合も対象				
植物園	特になし(興行場法には、該当しない)				
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	特になし	対象	対象外	
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	特になし（猫カフェの場合には第1種動物取扱業の届出が必要）			
	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	第一種動物取扱業登録証			
	ペット美容室（トリミング）	第一種動物取扱業登録証			
	宝石類や金銀の販売店	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	住宅展示場（戸建て、マンション）	特になし			
	古物商（質屋を除く）	古物商許可（古物商営業法）が必要			
	金券ショップ	古物商許可（古物商営業法）が必要			
	古本屋	古物商許可（古物商営業法）が必要			
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	囲碁・将棋盤店	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	DVD/ビデオショップ	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	DVD/ビデオレンタル	CD・DVDレンタル業を始めるには、著作権を管理している団体からの許可が必要			
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	ゴルフショップ	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	土産物屋	食料品販売：食品衛生法許可 酒販売：酒税法による酒類販売業免許			
	旅行代理店（店舗）	旅行業法による登録			
	アイドルグッズ専門店	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要			
	ネイルサロン	特になし			
	まつ毛エクステンション	美容所確認済証（美容所開設届出書の審査完了を示すもの）			
	スーパー銭湯	スーパー銭湯は、サリナや軽食コーナーを備えるなど一般公衆浴場の枠を超えて施設であるため、公衆浴場法による「その他公衆浴場」にあたる営業許可が必要。その場で調理したものを提供する飲食コーナーを併設する場合には、飲食店の営業許可が必要。開業地区・各種付帯設備や料金設定などは自由に行なうことができる。 （一方、下にある銭湯は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設として、料金は物価統制により、各都道府県ごとに決められ、施設基準や出店地の制限がある。公衆浴場法による「一般公衆浴場」にあたる営業許可が必要となる。）			
	岩盤浴	公衆浴場法による「一般公衆浴場」にあたる営業許可が必要			
	サウナ	公衆浴場法による「その他公衆浴場」にあたる営業許可が必要			
	エステサロン	特になし			
	日焼けサロン				
	脱毛サロン				
	写真屋	カメラ（写真機）やカメラ付属品・撮影用品の販売や写真のプリント等を主に行う店舗の場合は特に必要なし。			
フォトスタジオ	特になし				
美術品販売	新品：特になし 中古品：古物商許可（古物商営業法）が必要 ただし、以下は必要なし。 ・自分で描いた絵画等の販売 ・もらった絵画等の転売 ・自分の趣味で集めていた絵画等の転売 ・海外で仕入れた絵画の転売（日本で仕入れたものは適用）				
	展望室	食品販売をしていれば「食品営業（一般営業）」許可が必要			